

利用上の注意

この月報は、統計法に基づく経済産業省生産動態統計調査規則(基幹統計)により実施された鉄鋼製品、非鉄金属製品及び金属製品に関する月次の調査結果を編集公表するものです。

1. 調査の対象

この月報に収録した調査票の種類及び調査の範囲は、次表のとおりです。

| 調査票番号 | 調査票名 | 調査の範囲 |
|-------|---|----------------------------------|
| 1010 | 鉄鋼月報(その1) 銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品 | 全ての事業所 |
| 1020 | 鉄鋼月報(その2) 普通鋼熱間圧延鋼材 | 〃 |
| 1040 | 鉄鋼月報(その4) 普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼 | 〃 |
| 1050 | 鉄鋼月報(その5) 特殊鋼圧延鋼材 | 〃 |
| 1060 | 鉄鋼月報(その6) 鋼管 | 〃 |
| 1070 | 鉄鋼月報(その7) 磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品 | 〃 (鉄鋼加工製品は従事者20人以上) |
| 1090 | 鉄鋼月報(その9) 労務・設備 | 全ての事業所 |
| 2210 | 鉄構物及び架線金物月報 | 従事者30人以上の事業所 (鉄構物は50人以上) |
| 2220 | ばね月報 | 従事者30人以上の事業所 |
| 2250 | 弁及び管継手月報 | 〃 |
| 2260 | 空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報 | 従事者30人以上の事業所 (作業工具は20人以上) |
| 2270 | ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報 | 従事者50人以上の事業所 |
| 2510 | 粉末や金製品月報(超硬チップを除く) | 従事者30人以上の事業所 |
| 2520 | 鍛工品月報 | 従事者20人以上の事業所 |
| 2530 | 銑鉄鋳物月報 | 〃 |
| 2540 | 可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報 | 従事者30人以上の事業所 |
| 2550 | 非鉄金属鋳物月報 | 従事者20人以上の事業所 (銅合金鋳物は10人以上) |
| 2560 | ダイカスト月報 | 従事者30人以上の事業所 |
| 5040 | 軽金属板製品月報 | 従事者20人以上の事業所 |
| 9040 | アルミニウム月報 | 全ての事業所 |
| 9050 | 非鉄金属製品月報(伸銅製品) | 〃 |
| 9060 | 非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊) | 〃 |
| 9070 | 非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品) | 全ての事業所 |
| 9080 | 非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報 | 従事者30人以上の事業所 (光ファイバ製品は全ての事業所) |
| 9810 | 非鉄金属月報 | 全ての事業所 |

2. 調査項目の定義について

(1) 製品

① 生産

調査の対象事業所(以下「調査対象」という。)が、国内で実際に生産(受託生産を含む。)した製品の数量をいいます。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

なお、生産には調査対象で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含まれます。

(生産金額)

生産数量を契約価格又は生産者販売価格により評価した金額をいいます。

ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛かりを除き、消費税を含めたものです。

② 受入

調査対象が生産している調査品目と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量をいいます。

ア. 他企業から購入したもの(輸入を含む)

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場(下請工場を含む。)から受入れたもの

エ. 返品(戻入れ)されたもの

③ 消費

調査対象が他の製品の原材料、加工用として消費した数量をいいます。

④ 出荷

調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量をいいます。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分しています。

(販売)

- ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
- イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
- ウ. 受託生産品を販売業者(消費者を含む。)である委託者へ出荷したもの
- エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの(全くの転売品)

(その他)

- ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの
- イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの
- ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの
- エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者(委託者)へ出荷したもの
- オ. 自家使用したもの(自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、試験研究用など)
- カ. 自己消費したもの(ただし、消費を調査していない場合のみ。)

(販売金額)

販売数量を契約価格又は生産者販売価格により評価した金額をいいます。

ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

⑤ 月末在庫

調査対象が生産した調査品目の製品及び受入品で、調査対象及び調査対象が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に、実際に保管してある製品の数量をいいます。

(2) 労務

月末従事者数

実際に生産及び管理その他の業務に従事する人数をいいます(出向者、派遣労働者を含む)。

3. その他

(1) この月報で使用している記号の区分は下記のとおりです。

「0」は単位未満 「-」は実績なし 「…」は不詳
「r」は訂正 「x」は秘匿 「▲」はマイナス

(2) 単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合があります。

(3) この月報に掲載された統計を他に転載するときは、必ず「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報(経済産業省)」による旨を明記してください。

(4) 調査対象事業所の見直しなどにより、数値の接続しない品目があります。詳細については「品目別接続係数について」(111 ページ)を参照してください。

なお、「Ⅲ.主要製品統計表」において、*印がついている品目の前年同月比は、接続係数を用いて計算しています。

4. 問い合わせ先

この月報の内容についての問い合わせは、下記宛にご連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室
化学・金属班

電話(03)-3501-1511 大代表 内線 2866~2868

E-mail : qqcebf@meti.go.jp